

■「体験活動推進日」について

茨城県では、生徒が平日に校外（家庭や地域）で、自ら体験活動を行えるようにするため、「体験活動推進日」の制度を開始します。

この制度により、生徒は、時間的な余裕をもった体験活動や、保護者等の休暇と合わせての体験活動に取り組みやすくなります。平日だからこそできる学校外での活動を計画してみてください。ぜひ、有効に活用して、自己の成長に役立てましょう。

■取得する前に確認しよう

確認できたら、□にチェックを入れましょう。

- 「体験活動推進日」の意義について理解しました。
- 学校指定の方法で期限までに届け出ます。
- 「体験活動推進日」の利用により、学校で受けられない授業の内容の学習方法について確認しました。
- 今回「体験活動推進日」を（ ）日取ります。残りは（ ）日です。
- 給食の取扱いについて確認しました。【給食のある学校のみ】

■どのような体験活動を行うか考えよう

①体験活動をする日： 月 日 ()

②体験活動をする場所：

③体験活動の内容：

